

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求上告事件  
国側当事者・麴町税務署長

平成21年10月22日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年3月29日判決、本資料257号-66・順号10675)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年11月1日判決、本資料257号-207・順号10816)

決 定

上告人 A株式会社  
同代表者代表取締役 甲  
同訴訟代理人弁護士 鳥飼 重和  
稲葉 威雄  
佐藤 香織  
堤 博之  
上記補佐人税理士 佐野 幸雄  
窪澤 朋子  
被上告人 麴町税務署長 小野 好信  
同指定代理人 三上 寛治

上記当事者間の東京高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号法人税更正処分取消等請求事件について、同裁判所が平成19年11月1日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。  
上告費用は上告人の負担とする。

理 由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成21年10月22日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 金築 誠志

裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 涌井 紀夫

裁判官 宮川 光治  
裁判官 櫻井 龍子